

社会福祉法人江戸川豊生会  
小見川地域包括支援センター 運営規程

(目的)

第1条 地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核機関として役割を担う。(介護保険法(平成9年法律第123号。)第115条の39第1項)

(地域包括支援センターの設置)

第2条 地域支援事業(包括的支援事業)の実施を市町村から委託を受け、地域包括支援センターを設置する。

- (1) 名称 小見川地域包括支援センター
- (2) 所在地 〒289-0393 香取市羽根川38(小見川支所1階)

(体制及び職員配置)

第3条 介護保険法施行規則第140条の66に規定する職員の配置他仕様書に準ずる。

- (1) 社会福祉士 1名(常勤)
- (2) 保健師又は経験ある看護師 1名(常勤)
- (3) 主任介護支援専門員 1名(常勤)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、祝日・祭日並びに12月30日(法人統一)から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 仕様書に元づく
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第5条 業務内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談業務

- ア 地域におけるネットワークの充実
- イ 実態把握
- ウ 初期段階の相談対応及び専門的・継続的な相談支援
- エ 高齢者の異変時の対応
- オ 申請代行

② 権利擁護業務

- ア 成年後見制度の活用及び普及啓発
- イ 虐待(疑いを含む)の対応
- ウ 権利擁護に係る事例の対応
- エ 消費者被害の防止

- オ 虐待防止ネットワーク推進
- ③ 包括的継続的ケアマネジメント支援業務
  - ア 包括的・継続的ケア体制の構築
  - イ 介護支援専門員の支援
- (2) 包括的支援事業（社会保障充実分）
  - ① 在宅医療・介護連携推進事業
    - ア 在宅療養高齢者の支援
    - イ 在宅医療・介護の連携の推進
    - ウ 医療・介護・福祉の連携システムの構築
  - ② 生活支援体制整備事業
    - ア 社会資源の見える化
    - イ 地域ニーズ・社会資源の把握
    - ウ 生活支援サービスの充実
    - エ ニーズとサービスのマッチング
    - オ 行政が開催する本事業に係る会議体の出席
  - ③ 認知症総合支援事業
    - ア 認知症地域支援・ケア向上事業
    - イ 認知症地域支援推進員
    - ウ 認知症書記集中支援推進事業
  - ④ 地域ケア会議推進事業
    - ア 地域ケア個別会議・推進会議の開催
    - イ 刊行物の発行及び提出
    - ウ 地域からの要請に基づく対応
- (3) 日常性津自立支援事業
  - ① ご家族介護支援事業
    - ア 認知症ご家族介護者教室の開催
    - イ その他事業
    - ウ その他事業
    - エ 認知症普及啓発事業（一般及び専門）
    - オ 福祉用具事業
    - カ 住宅改修事業
- (4) 介護予防・日常生活支援サービス事業
  - ① 介護予防・生活支援サービス事業
    - ア 介護保険要支援認定者・認定非該当者の対応
    - イ 事業参加の追跡調査
  - ② 一般介護予防事業
    - ア 介護予防把握事業
    - イ 介護予防普及啓発事業
    - ウ 地域介護予防普及啓発事業
- (5) その他の業務

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターの職員の確保に関すること

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、香取市とする。

(秘密の保持)

第8条 センターは、業務上知り得た高齢者及びそのご家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する所轄庁等の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者またはそのご家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第9条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするために講じる措置は次のとおりとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹

底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) 外部研修 随時
- (4) 虐待防止研修 年1回
- (5) 業務継続計画研修 年1回
- (6) 感染症予防研修 年1回
- (7) 他行政の求めるもの 適宜

- 2 事業所の運営規程、重要事項説明書を備え付け、いつでも関係者が自由に閲覧できるものとする。
- 3 担当する職員はサービス提供をご利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 4 事業所は設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また指定介護予防支援の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護事業所に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は市区町村、社会福祉法人江戸川豊生会と施設長・管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。